

名張藤堂家邸の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1. 趣旨

本市の基礎を築いた名張藤堂家の当主の住まいであった名張藤堂家邸（以下「藤堂家邸」といいます。）は、昭和63年に本市に寄贈され、平成4年から一般公開しています。当該一般公開している現存部分は屋敷の中でも日常生活に用いられていた部分で、上級武士の生活の一端を見ることができる貴重な資料として、県内外から見学者が訪れ、また、本市の歴史、文化を現在まで伝える本市のシンボルとして市民からも親しまれています。

しかし、藤堂家邸の近年の入館者数は、約1,500人～4,300人と多くはないのが現状であり、また、地元地域や歴史愛好家の団体等からご要望をいただいていることから、歴史的価値や風情を損ねることなく現代に見合った新たな手法を検討、導入し、更なる活用を図っていく必要があります。

そこで、試行的に藤堂家邸を会場として本市の芸術家、関係団体等（以下「芸術家等」といいます。）の協力を得て、芸術作品の展示会や体験イベント等を令和4年度から現在までに25回実施し、多いものでは1日に約174人の来場者を集め、また、芸術家等の中にこのような展示会や体験イベントなどの披露の場及び機会に対する需要があることがわかりました。

以上の経過を踏まえ、今回、藤堂家邸を市民文化の向上につながることを期待できる展示会等のために使用許可を出すことができることとするほか、所要の改正を行おうとするものです。

2. 条例改正の内容

条例改正の主な内容は、次に掲げるとおりです。

- (1) 設置の目的を見直し、歴史又は郷土に係るものに限定することなく、幅広く市民の文化向上のために寄与することを目的に加えます。
- (2) 事業に市民文化の向上に寄与する歴史、文化、芸術等の展示、体験又は講座を加え、既存の枠にとらわれない多種多様な方法による藤堂家邸の利活用を図ります。
- (3) (2)の展示、体験又は講座を希望する者・団体が開催することができるよう、使用許可に係る規定を整備します。使用許可は10日以内の期間において出すことができるものとします。

- (4) 使用許可に係る使用料の額は、藤堂家邸と同程度の規模で、国の登録有形文化財に登録されている伊賀市の赤井家住宅の利用料（指定管理施設のため）の額を参考に次表のとおりとします。なお、使用許可を受けた者がいる日における一般の入館者の入館料は、徴収しないこととします。

施設	午前	午後
	(午前9時から午後0時30分まで)	(午後0時30分から午後4時30分まで)
次の間、中奥の間、六畳の間、茶室	1,500円	2,000円

《参考》

赤井家住宅	午前	午後
	(午前9時から正午まで)	(午後1時から午後5時まで)
和室1・2、展示室、茶室(合計)	1,640円	1,640円

- (5) 3に記載のとおり、入館料及び夏見廃寺展示館との共通入館料の額を改定します。
 (6) その他所要の改正を行います。

3. 入館料の見直しについて

藤堂家邸の入館料は、個人の場合、大人200円、高校生100円、中学生以下無料としています。本市では、令和7年度に行財政改革の取組の一環として全庁的に使用料、手数料の見直しをしており、藤堂家邸についても当該見直しに準じて次表のとおり入館料（夏見廃寺展示館との共通入館料を含みます。）の額を改定します。

種別	改正後			改正前		
	一般	高校生	中学生以下	一般	高校生	中学生以下
個人	300円	150円	無料	200円	100円	無料
共通入館料	400円	200円	無料	300円	150円	無料
団体	200円	無料	無料	150円	無料	無料

4. 施行期日

令和8年4月1日から施行します。ただし、入館料の改定に係る改正規定は、同年10月1日から施行します。